

漆器業の皆さまへ

# 塗料等危険物の貯蔵取扱いにご注意ください!



○消防法で指定されている塗料等危険物を貯蔵したり、取扱う場合には、建物構造と設備に規制があり、届出も必要になります。

(詳細は裏面をご確認ください。)



問合せ先

鯖江・丹生消防組合消防本部・消防署

予防課 0778-54-9112

防火指導課 0778-54-9114

## 危険物の貯蔵取扱いについて

1. 危険物の貯蔵取扱いについては、消防法、火災予防条例等で規制されています。

数量	構造設備	届出等	貯蔵取扱いの基準
指定数量の5分の1未満 (例) シンナーでは、40L未満 灯油では、200L未満	×	×	○
指定数量の5分の1以上 (例) シンナーでは、40L以上200L未満 灯油では、200L以上1,000L未満	○	○	○
指定数量以上 (例) シンナーでは、200L以上 灯油では、1,000L以上	○	許可必要	○

○規制あり      ×規制なし

※規制あり

- (例) 建物構造は、不燃材料で区画し、床はコンクリートとする。  
照明等設備は、防爆仕様の設備を使用する。  
ABC 粉末消火器 10 型を設置する。

2. 指定数量とは、消防法による危険物の品名ごとに定められた数量です。

類別	品名 (代表的なもの)	指定数量
第4類	第1石油類 (シンナー、ガソリン)	200L
	第2石油類 (灯油、軽油)	1,000L

品名が異なる危険物を同一の場所で貯蔵、取扱う場合は、合算となります。

(例) シンナー 36L (1斗缶2缶)、灯油 100L を貯蔵している場合の  
指定数量の計算

$$\begin{array}{rcl}
 \text{シンナー} & 36\text{L} \div \text{指定数量}(200\text{L}) & = 0.18 \quad \dots \textcircled{1} \\
 \text{灯油} & 100\text{L} \div \text{指定数量}(1,000\text{L}) & = 0.1 \quad \dots \textcircled{2} \\
 \hline
 \textcircled{1} & + & \textcircled{2} \\
 & & = 0.28
 \end{array}$$

指定数量の5分の1以上になります。

3. 共通する貯蔵取扱いの基準 (指定数量未満でも以下の事を遵守してください)

危険物を貯蔵取扱う場所では、数量にかかわらず次の規制があります。

- (1) みだりに火気を使用しない。
- (2) 常に整理及び掃除を行うとともに、みだりに空き箱その他の不必要な物を置かない。
- (3) 危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないようにする。
- (4) 容器は、破損、腐食、さけめ等がないこと。
- (5) 容器は、みだりに転倒、落下させない。
- (6) 容器は、地震等により容易に転落、転倒またはほかの落下物により損傷を受けないようにする。